

民間空襲等被害者見舞金支給事業の取り組み状況について

1 主旨

本事業については、令和8年1月15日から3月31日を第一次申請期間として申請受付をし、申請期間中における申請者を対象に5月19日に第一回民間空襲等被害者見舞金審査会（以下、「審査会」という）を開催したため、その審査結果及び今後の事業展開について報告する。

2 審査会について

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例第6条に基づく審査会の委員は、学識経験者1名、医師2名からなる下表のとおり。

※「◎」が会長

氏名	役職・所属等
◎吉田 裕	一橋大学名誉教授 東京大空襲・戦災資料センター館長
山口 潔	ふくろうクリニック等々力 理事長
武田 充弘	地域ケアこころの診療所 院長

3 第一次申請期間における申請受付・認定等の件数

- ・問合せ件数 10数件
- ・申請受付件数 7件
- ・認定件数 6件 ※1件は、対象年齢要件に該当せず
- ・語り部希望者数 2名 ※うち1名は、傾聴相談での体験の聞き取りも実施

4 今後の事業展開について

本事業は、対象者が高齢であることから広告媒体等を通じての周知が行き届きにくい可能性を考慮して、今年度は年度当初から第二次申請期間として、引き続き申請を受け付けているところである。

本年7月のせたがや未来の平和館における「空襲にかかる企画展」のタイミングに合わせて、あらためて周知を行う。周知方法及び周知先は、前回同様、区のおしらせ、区HP等の活用、せたがや未来の平和館はじめ区内各施設へのチラシ配架及び民生委員、区社会福祉協議会、あんしんすこやかセンターや介護事業者のケアマネジャーなどへの再周知とともに、高齢者クラブを通じた広報も加えるなど、周知先を広げる。

また、第二次申請期間を9月30日まで、第三次申請期間を10月1日から令和9年3月12日までとし、各申請期間中の申請者を対象に審査会を開催する。

なお、語り部希望者は、適宜、区や傾聴相談で丁寧に聞き取りの上、せたがや未来の平和館へ繋いでいく。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年	6月	見舞金支給（第一次申請期間申請者）
	7月	せたがや未来の平和館「空襲にかかる企画展」開催
	10月	第二回審査会
	11月	福祉保健常任委員会報告（第二回審査会結果と次年度以降の方向性について）
令和9年		見舞金支給（第二次申請期間申請者）
	3月	第三回審査会
	4月	見舞金支給（第三次申請期間申請者）